

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 一事務ガイドライン
(第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>3. 証券会社の監督事務</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3-4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>3-4-1～3-4-2 (略)</p> <p>3-4-3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号について</p> <p>証券会社が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号の規定に該当するものとみなす。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>③ ①、②に掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する事項(ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は</p>	<p>3. 証券会社の監督事務</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3-4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>3-4-1～3-4-2 (略)</p> <p>3-4-3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号について</p> <p>証券会社が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知(④については顧客の同意した方法による場合を含む。)していない場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号の規定に該当するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>顧客が国債の入札前取引を行った場合であって、当該国債に係る入札が成立した後においては、当該取引に係る銘柄、単価及び金額並びに当該取引の約定の際に取引報告書において通知した事項(償還予定日及び約定利回りを除く)</u></p> <p>④ <u>顧客が国債の入札前取引を行った場合であって、当該取引契約に係る停止条件が不成就となった後においては、当該事実及び当該取引の成否に係る事項(通知しないことについて顧客から同意を得た場合を除く。)</u></p> <p>⑤ ①～④に掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する事項(ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は</p>

現 行	改 正 案
<p>有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。)</p>	<p>有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。)</p>
<p>3-4-4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号について</p> <p>(略)</p> <p>①～④ (略)</p>	<p>3-4-4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号について</p> <p>(略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>なお、証券仲介業者に証券仲介業務の委託を行う場合であって、委託契約に基づき証券仲介業者が勧誘を行う場合は、証券仲介業者が説明を行うこととなるが、その場合であっても、所属証券会社等は、証券仲介業者を監督する立場から、当該証券仲介業者による説明が適切に行なわれているか否かにつき状況を把握し、必要に応じて是正を求める等の措置を行う必要があることに留意するものとする。</u></p>
<p>3-4-5 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第9号について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>3-4-5 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第9号について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第9号に規定する説明については、委託契約において、「取得させようとする行為」を証券会社が行うこととされている場合には、証券会社が説明を行うこととなる。</u></p> <p><u>なお、証券仲介業者が当該説明を行うこととされている場合であって</u></p>

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>も、所属証券会社等は、証券仲介業者を監督する立場から、当該証券仲介業者による説明が適切に行なわれているか否かにつき状況を把握し、必要に応じて是正を求める等の措置を行う必要があることに留意するものとする。</u></p> <p>3-4-6 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第11号について</p> <p><u>証券会社の電子情報処理組織の管理について、次に掲げる場合に該当する事実が認められる場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第11号の規定に該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>自社の電子情報処理組織について、電子情報処理組織の専門家によるシステム監査等、適切なチェックを定期的に行っていない場合</u></p> <p>(2) <u>電子情報処理組織の障害等の発生後、速やかに、適切な再発防止策が講じられていない場合</u></p> <p>(3) <u>緊急事態に対応するための適切なコンティンジェンシープラン等が整備されていない場合</u></p> <p>※ <u>「電子情報処理組織の障害等」とは、その原因を問わず、証券会社が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、</u></p> <p>① <u>顧客からの委託注文等の受注、執行や預かり資産の払い出し等に関し、遅延、停止等が生じているもの。</u></p> <p>② <u>資金繰り、財務状況の把握等に影響があるもの。</u></p> <p>③ <u>その他業務上、上記に類すると考えられるもの。</u></p>

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>をいう。</u></p> <p>3-4-7 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第12号について</p> <p><u>証券会社が証券仲介業者に業務の委託を行う際には、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、当該証券仲介業者に対し、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制の確立につき指導するとともに、当該証券仲介業者の投資勧誘実態を把握したうえで法令遵守の徹底を求めることが重要であるが、その構築にあたっては、以下の点に特に留意して行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底</u></p> <p>① <u>顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等について、顧客の同意を得たうえで顧客情報の共有及び適時の把握に必要な指導を行うとともに、投資勧誘にあたって、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう証券仲介業者に対して求める具体的な取扱方法を定め、当該方法を証券仲介業者に周知し、徹底すること。</u></p> <p>② <u>顧客属性等の顧客情報の管理について、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、証券仲介業者に対して求める具体的な取扱基準を定め、当該基準を証券仲介業者に周知し、徹底させること。</u></p> <p>③ <u>管理担当部門においては、証券仲介業者による顧客属性等の把握状況及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを求める等、</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>その実効性を確保する体制構築に努めること。</u></p> <p>(2) <u>証券仲介業者の投資勧誘実態の把握及びその適正化</u></p> <p>① <u>証券仲介業者による投資勧誘実態の把握について、例えば、管理担当部門の責任者等は、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努め、適切な措置を講ずること。</u></p> <p>② <u>管理担当部門においては、証券仲介業者による投資勧誘実態の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を証券仲介業者に周知し、徹底させるとともに、必要に応じて、その実施状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する体制を構築させるよう努めること。</u></p> <p>(3) <u>証券仲介業者の法令遵守意識の徹底</u></p> <p>① <u>証券仲介業者の法令遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、証券仲介業者の法令遵守意識の向上に努めること。</u></p> <p>② <u>管理担当部門においては、証券仲介業者に対する各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高めるよう努めること。</u></p>